

地方分権改革の推進等について

【地方分権改革の推進（国出先機関対策等）に係る主な経過】

[○国：●関西広域連合]

○H24. 12 衆議院総選挙 → 自由民主党・公明党連立政権発足

- ・与党（自民党・公明党）は、「道州制の導入」を公約。また、自民党は政権公約で「民主党が進める国出先機関の特定広域連合への移管には反対」と表記。

●H25. 1 「新政権に対する期待」政府・自民党・公明党への要請（関西広域連合）参考 1

- ・国出先機関の地方移管の強力な推進、道州制に関する地方意見の反映 など

●H25. 2 「関西広域連合における地方分権改革推進に向けた今後の取組方針」とりまとめ参考 2

- ・地方分権の推進、国出先機関移管を引き続き主張、道州制の対応 [総務常任委員会報告]

●H25. 3 「道州制のあり方研究会」の設置（関西広域連合）※ P25～P44参照

- ・政府が検討を進める道州制について、その課題・問題点等を指摘していくために、有識者による研究会を設置（3/2）。

（第1回 3/23、第2回 4/22、第3回 5/20、第4回 6/17、中間報告 7/10、
第5回 7/22、第6回 9/9、第7回 10/21、第8回 11/18、第9回 12/18）

○H25. 3 政府が「地方分権改革推進本部」を設置（地域主権戦略会議は廃止）

- ・地方分権改革の推進に取り組むため安倍内閣総理大臣を本部長として設置

●H25. 3 「地方分権改革の推進に向けて」政府及び政党への要請（関西広域連合）参考 3

- ・国出先機関の地方移管の強力な推進、分権改革の推進にあたっての地方意見の反映など

○H25. 4 政府が「地方分権改革有識者会議」を設置

- ・地方分権改革の推進に関する施策について調査・審議を行うため、神野直彦東大名誉教授を座長として設置

●H25. 4 「道州制基本法案（骨子案）に対する申し入れ（関西広域連合）参考 4

- ・自民党及び公明党へ、道州制基本法案（骨子案）に対する申し入れ

●H25. 5 地方分権改革有識者会議に係る要請について（関西広域連合）参考 5

- ・新藤大臣、神野座長へ、関西広域連合を権限移譲の対象とするよう要請

- H25. 6 「道州制への移行のための改革基本法案」に対する申し入れ（関西広域連合） 参考 6
- ・日本維新の会へ、道州制への移行のための改革基本法案に対する申し入れ

●H25. 7 道州制のあり方研究会「中間報告」とりまとめ（関西広域連合）

- ・道州制のあり方研究会において「道州制のあり方について（中間報告）」をとりまとめ

●H25. 8 地方分権改革有識者会議に係る要請について（関西広域連合） 参考 7

- ・新藤大臣、神野座長へ、関西広域連合と対象とした事務・権限の移譲、関西広域連合との意見交換会の開催などを要請

○H25. 9 「地方分権改革推進本部（第3回）」

- ・国から都道府県等への事務・権限（約100事項）の移譲等に関する当面の方針を決定

- 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限：44事項
(看護師等各種資格者の養成施設等の指定及び監督等、自家用有償旅客運送業の登録事務等)
- 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限：29事項
(直轄国道・河川に係る整備及び維持管理、医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収等)
- 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限：3事項
(ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供など)
- 引き続き検討・調整を要する事務・権限：24事項
(農地法に基づく農地転用の許可等)

●H25. 9 国から地方への事務・権限移譲に係る研究について（関西広域連合）

- ・政府・地方分権改革推進本部で移譲対象となった約100項目の事務・権限について、関西広域連合を活用できるかなどの研究を行い、年度内を目処に取りまとめ。

○H25. 12 国の事務・権限の移譲に係る閣議決定 参考 8

- ・国の事務・権限（48事項）を都道府県等へ移譲する方針を閣議決定。

- 移譲する事務権限：48事項
(看護師等各種資格者の養成施設等の指定及び監督等、自家用有償旅客運送業の登録事務等
直轄国道・河川に係る整備及び維持管理等)
- 移譲以外の見直しを行う事務・権限：18事項
(ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、農地法に基づく農地転用の許可等)
- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出を予定

新政権に対する期待

現在の我が国の不透明感や閉塞感を打破し、国民が求める成長と豊かな社会を実現していくためには、中央集権ではなく、地方分権改革を進め、自立分権型社会構造に変えていくことが不可欠である。

このような認識の下、関西では、国と地方の二重行政を解消し、地域における広域課題を自らの意思と責任で解決するため、府県・政令市による全国初の広域連合を設立し、関西における府県域を越える広域事務を推進するとともに、国出先機関の受け皿としてその移管を強く求めてきた。

関西広域連合としては、これまでの地方分権改革の成果を活かしつつ、今後も改革を着実かつ迅速に推進することが必要と考えており、以下の点について強く要請するとともに、予算編成等においても特段の配慮をされたい。

1. 地方分権の推進

(1) 国と地方の関係の再構築

現在の国と地方の関係は、責任と負担の所在が必ずしも一致しないなど、相互依存・もたれ合いの状況にある。この関係から脱却し、真の地方分権を目指すのであれば、国と地方の関係を再構築する必要がある。

その際、全国的な統一性の確保が必要なものは国が担い、それ以外のものは財源も移譲の上全て地方が担うという自己責任の原則による役割分担を、地方と十分協議しながら明確にすること。

(2) 国出先機関の地方移管の強力な推進

新政権においては、これまで地方が政府とともに真摯に進めてきた改革の歩みを止めてはならず、政権公約に掲げた道州制を見据えるならば、とりわけ、国出先機関の地方移管を強力に推進するとともに、中央省庁の事務・権限においても地方に委ねるべきものは積極的に移譲すること。

(3) 道州制に関する地方意見の反映

新政権は、将来の我が国の統治機構の在り方として「道州制」をめざすとしているが、いわゆる「道州制」は現在のところ、具体的な制度内容が明らかではない。

我々においても、国と地方を通じた統治機構の在り方について議論を深めていくが、政府はその検討に当たっては地方分権改革の原点に立ち返り、地方の意見を最大限反映すること。

そのため、国と地方の協議の場を十分活用するとともに、参議院への地方代表の参画などを図ること。

(4) 安定的な分権型地方税財政制度の構築

常態化している地方の財源不足を解消し、持続的な財政運営を可能とするため、国と地方の税源配分の見直しとあわせ、地方交付税の法定率の引き上げや、所得・資産・消費のバランスのとれた税制の構築など分権型の地方税財政制度の構築に取り組むこと。

特に、自動車取得税及び自動車重量税の見直しの検討に当たっては、偏在性が小さく、地方にとっては重要な財源であることから、仮に見直す場合には、代替財源を確実に確保すること。

2. 予算編成等において喫緊の対応を要請する項目

(1) 首都機能バックアップ構造の構築

我が国の中枢機能は首都圏に一極集中しており、ひとたび非常事態が生じた場合、機能麻痺に陥ることになる。このため、首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能が継続できるよう、首都圏と同時被災せず、首都圏や各地との交通輸送手段が十分であり、行政・民間中枢機関等の集積が図られている関西への首都中枢機能の配置等について、国として早急に具体的な検討を行うこと。

(2) 関西イノベーション国際戦略総合特区の推進

激化するグローバルな地域間競争のもと、関西都市圏が新興国との競争に打ち勝ち、真に我が国産業の国際競争力を向上させら

れるよう、「関西イノベーション国際戦略総合特区」の推進に向け、特区制度における規制の特例措置や、税制、財政、金融上の支援措置について更なる充実を図ること。

(3) 社会基盤の構築

国土の双眼型、多極型構造を構築し、災害に強い国土軸を形成するため、高規格幹線道路等のミッシングリンクを解消するとともに、今後急速に老朽化する道路施設、港湾、河川管理施設等について、計画的に再整備すること。

また、空港や国際コンテナ戦略港湾・日本海側拠点港など、関西が有するポテンシャルを最大限発揮するため、空港・港湾機能の更なる充実強化を図ること。

(4) 南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震や大規模風水害による被害を最小限にとどめるため、関係法律の制定や、津波被害対策、インフラ整備等の防災・減災対策を早期に講じること。

(5) 原子力発電所の安全確保

東京電力福島第一原子力発電所事故について、原子力規制委員会は、引き続き事故原因の徹底究明に取り組むこと。

原子力発電所の再稼働については、早急に新しい安全基準を策定し、再審査（バックフィット）を適用すること。

また、原子力発電所内での活断層調査については、立地そのものに影響を与える重大な事項であり、原子力規制委員会が主導的かつ迅速に実施するとともに、明確な見解を早期に示すこと。

(6) エネルギー政策の推進

国民生活や産業活動への影響を十分に考慮した上で、広く国民の理解が得られる中長期のエネルギー政策を早期に確立し、更なる再生可能エネルギーの導入など、エネルギー源の多様化と自給率を高めるための取組を着実に行うこと。

平成 25 年 1 月 8 日

関西広域連合

連合長

副連合長

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

兵庫県知事

和歌山県知事

滋賀県知事

京都府知事

大阪府知事

鳥取県知事

徳島県知事

京都市長

大阪市長

堺市長

神戸市長

井

仁

嘉

山

松

平

飯

門

橋

竹

矢

戸

坂

田

田

井

井

泉

川

下

山

田

敏

吉

由

啓

一

伸

嘉

大

徹

修

立

三

伸

紀

二

郎

治

門

作

身

郎

平成 25 年 2 月 9 日
総務常任委員会提出資料

関西広域連合における地方分権改革推進に向けた今後の取組方針

1 設立趣旨等

- 関西広域連合は、地方自ら分権改革の突破口を開く行動として、関西全体の広域行政を担う責任主体を確立するとともに、国の出先機関の事務・権限等の受け皿となり、国と地方の二重行政を解消することをめざし、関西の府県・政令市が主体的に設立したものである。
- 広域連合は府県との併存を前提とした、設置根拠も道州とは異なる組織である。広域連合がそのまま道州に転化しないことは、関西広域連合設立に際しての前提である。道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方については、広域連合の活動実績を積み重ねた上で、関西自らが評価し検討していくこととしている。

2 これまでの経過等

- これまで関西広域連合では、府県を越える広域事務について広域計画の策定及びこれに基づく活動展開を行ってきた。国の出先機関の移管については、九州地方知事会等とも連携しながら、その丸ごと移管を求めることとし、第一段階として経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を対象としてきた。この結果、関連法案の閣議決定に至った。
- しかしながら、先の衆議院議員総選挙による新政権は、これまで前政権が進めてきた国出先機関の移管には反対の立場である一方、道州制の検討を進めることとしている。従って、関西広域連合にとって、国の出先機関移管の新たな戦略の構築が必要となっており、また、国主導の道州制ではない、地方の視点を踏まえた検討を行う必要がある。

3 今後の戦略

- こうした中で関西広域連合は、中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するという設立趣旨を踏まえ、1月24日開催の先の広域連合委員会において、今後の取組方針を次のとおり確認した。

＜地方分権の推進＞

- ① 政府における道州制の検討が進まない限り、地方分権改革も進めないこととならないよう、地方分権を政府に対して強く主張していく。
- ② このため、国の事務・権限等について、地方に委ねられるべきものについては積極的に移譲を求めていくなど、地方分権改革の推進に積極的に取り組む。

＜国出先機関の移管を引き続き主張＞

- ③ 地方分権改革の原点に立ち返り、広域連合設立のねらいである国出先機関をはじめとする国の事務・権限等の移譲を引き続き求めていく。
- ④ 政府与党が主張する道州制においても、国出先機関の地方移管は当然に前提となるものであり、関西広域連合が先行的にその受け皿となるよう求めていく。

なお、第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会において国出先機関の地方移管について検討されており、この流れが断ち切られることがあってはならない。

＜道州制への対応＞

- ⑤ 前述のとおり、広域連合がそのまま道州に転化しないことは、関西広域連合設立に際しての前提となっている。一方で、政府与党が道州制について検討を予定していることに鑑み、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する立場から、政府が検討を進める道州制についてその課題・問題点等を指摘していくため、広域行政システムに関する研究会※を立ち上げ独自に検討を行い、その成果を検討機関に積極的に提言する。

※平成 25 年 3 月 2 日連合委員会の議論を踏まえ「道州制のあり方研究会」に名称変更

＜有識者研究会の概要＞

◇ 設置時期：平成25年 2 月を目途 ※平成25年 3 月 2 日設置

◇ 構 成 員：有識者 3 ～ 4 名程度

◇ 検討の視点：

- 1 国主導により中央集権体制の強化につながる道州制になる懸念があり、地方分権の立場から、課題や問題点を指摘する。
- 2 府県のあり方だけではなく、国（中央省庁や国会など）と地方を通じ我が国の統治機構全体のあり方を検討対象とすべき。
- 3 府県の廃止は必ずしも前提ではなく、府県が併存する広域行政システムも排除しない。
- 4 広域連合を活かした先行実施など、段階的な導入方法もあり得る。 等

地方分権改革の推進に向けて

人口構造の激変やグローバル社会の進展、外交・安全保障問題など我が国が直面する課題に効率的・効果的に対応するには、中央集権ではなく、地方分権改革を進め、自立分権型社会構造に変えていくことが不可欠である。

そのため、責任と負担の所在が必ずしも一致せず、相互依存・もたれ合いの状況にある現在の国と地方の関係を再構築する必要がある。

この度、安倍内閣総理大臣を本部長とする「地方分権改革推進本部」を設置され、政府として地方分権改革の推進に向けた体制を構築されたことは我々としても歓迎しているところであるが、地方の実情に応じた真の分権改革を推進するため、以下について強く要請する。

1 地方分権改革推進委員会の設置

地方分権改革の具体的な検討を行うため、第一次安倍内閣で設置されていた「地方分権改革推進委員会」に相当する機関を速やかに発足させ、その構成委員には、地方自治の当事者として、全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合の参画を可能とすること。

2 国出先機関の地方移管の強力な推進

政府・与党の主張する道州制においても国出先機関の地方移管は当然に前提となるものであることから、関西広域連合などの府県が構成する特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を今国会へ提出し、その成立を図ること。

この場合、先行的に関西広域連合を受け皿とする取組を強力に推進すること。

併せて、中央省庁の事務・権限においても地方に委ねるべきものは積極的に移譲すること。

3 分権改革の推進にあたっての地方意見の反映

地方分権改革推進本部において、分権改革の推進に関する施策を策定及び実施するにあたっては、改革の趣旨に即して、「国と地方の協議の場」を活用することなどにより、地方の意見を最大限反映すること。

平成 25 年 3 月 8 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	矢田 立郎

「道州制基本法案（骨子案）」に対する申し入れ

標記法案（骨子案）については、自由民主党と公明党のワーキングチームで検討が進められ、早ければ今国会へ提出がなされとの報道もあるところです。

この法案（骨子案）は、道州制の導入に向けた検討の基本的方向や手続きについて規定するもので、道州制に係る重要事項や制度設計の詳細については、この法案に基づき設置される「道州制国民会議」で調査審議がなされることになっています。

しかし、地方公共団体をはじめとする多くの関係者が共通イメージを持ったうえで国民的議論を呼び起こすためにも、制度の根幹的内容については、その概略や方向性を早急に明確にしたうえで、国民会議での調査審議を行うべきであると考えます。

道州制国民会議での検討にあたっては、分権型社会を実現するという本来の目的に鑑み、下記の項目について基本となる考え方を明らかにするよう求めます。

記

1 基本原則

地方分権改革の推進の目的を見失わないこと

道州制の検討にあたっては、わが国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。

2 国・道州・基礎自治体のあり方

(1) 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙すべき

国、道州、基礎自治体の役割分担については、現在のところ、概念的・抽象的な整理しかなされていない。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙すべきである。

(2) 国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制の基本的な方向」として真っ先に「都道府県の廃止」が挙がるなど、議論が広域自治体のあり方だけに終始している。中央府省や市町村のあり方を含めた国全体の統治機構の見直しが必要である。

中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方、基礎自治体の権能や組織なども議論すべきである。

そのうえで、国の機能強化や分権型社会実現の理念を明確に盛り込むべき。

また、全国で唯一の府県域を越える広域自治体として確実に取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて十分な検証を行うべきである。

(3) 基本法案中の「基礎自治体」とは何か明らかにすべき

法案が「基礎自治体」という文言を用いる趣旨は何か。

「市町村」を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定しているのか。

「基礎自治体」は従前の市町村と異なり、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みについて示される必要がある。

現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権能を発揮できない団体も生じると考えられ、その補完について検討しておく必要がある。

(4) 大都市との関係を明確にすべき。

政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべき。

3 自立した道州と基礎自治体

(1) 自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどう再編するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。

地方の立法権が拡充すれば、国会の役割の見直しの検討を要する。

(2) 自主執行権を確保すべき

国から大幅に移譲された事務・権限を道州が執行するにあたっては、原則国からの関与があってはならず、自らの判断と責任で行うこととすべきである。

道州に大幅な企画立案権が付与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することになり、その抜本的な再編は不可避となる。

(3) 自主組織権を尊重すべき

道州や基礎自治体の組織・体制のあり方を国が一律に決めることがあってはならず、道州・基礎自治体自身が多様な形態を柔軟に選択できるようにすべきである。

(4) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

また、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないよう財政調整のあり方を示す必要がある。

(5) 住民自治のあり方についても考えを示すべき

現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなり、住民自治が機能しなくなる恐れがある。

また、基礎自治体が従来の市町村より規模・面積が広大になるのであれば、住民の意思を適切に反映できなくなる恐れがある。

4 憲法改正

憲法改正も視野に入れるべき

道州は一国の人口・経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるもの。

道州に大幅な自治立法権を認めるなど国・地方を通じた統治機構の改革をめざすためには、例えば、道州制を憲法上に明記する等、憲法改正も視野に入れるべきである。

5 地方の意見を反映した制度設計・手続き

(1) 地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うにあたっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

このため、道州制国民会議が設置された際には、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題に対応実績のある関西広域連合の参画を可能にすること。

(2) 先行的取組として広域連合に国出先機関を移管すべき

わが国の統治機構を抜本的に見直すことから、まず十分な議論を尽くすことが必要である。

一方で、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、関西広域連合などの特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を早期に国会に提出し、その成立を図ること。

平成 25 年 4 月 30 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏 三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉 伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓 二
委員	大阪府知事	松井 一 郎
委員	鳥取県知事	平井 伸 治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉 門
委員	京都市長	門川 大 作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修 身
委員	神戸市長	矢田 立 郎

地方分権改革有識者会議に係る要請について

政府の「地方分権改革推進本部」の下に、「地方分権改革有識者会議」が設置され、地方分権改革における政府の今後の具体的な取組事項について、熱心に議論がなされているところです。

同会議では、「更なる地方に対する権限移譲」が分権改革のミッションに掲げられており、国出先機関の受け皿を目指し、全国に先駆けて設立した関西広域連合としては、これまで余り進展を見なかった国から広域自治体への権限移譲において具体的な成果につながることを期待しております。

関西広域連合は府県域を越える広域連合として、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修の7分野の広域事務に加え、節電対策や広域インフラ、首都機能バックアップ構造の構築などに係る新たな広域調整課題への取組も進めているところです。

つきましては、地方分権改革有識者会議における今後の議論において、既に広域自治体として実体を備え、広域的行政課題への対応に実績を重ねている関西広域連合を、国からの権限移譲の対象として頂くよう強く要請いたします。

平成25年 5月 8日

内閣府特命担当大臣(地方分権改革) 新藤 義孝 様
地方分権改革有識者会議 座長 神野 直彦 様

関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井戸 敏三

国出先機関対策委員会

委員長 滋賀県知事 嘉田 由紀子

「道州制への移行のための改革基本法案」に対する申し入れ

標記法案については、素案との位置づけで先日公表されました。

国の府省及び地方支分部局の改廃や、道州の行政組織についてはその自主組織権に委ねるなど他党と異なる主張が含まれています。

しかし、道州制に係る重要事項や制度設計の詳細については、この法律に基づき設置される「道州制国民会議」での調査審議に委ねられています。

地方公共団体をはじめとする多くの関係者が共通イメージを持ったうえで国民的議論を呼び起こすためにも、制度の根幹的内容については、その概略や方向を早急に明確にしたうえで、国民会議での調査審議を行うべきであると考えます。

道州制の検討にあたっては、分権型社会を実現するという本来の目的に鑑み、下記の項目について基本となる考え方を明らかにするよう求めます。

記

1 基本原則

地方分権改革の推進の目的を見失わないこと

道州制の検討にあたっては、わが国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を第一とすること。

特に、国の府省、地方支分部局その他の国の行政組織の改廃や、課税自主権・自主組織権をはじめとする道州の自立性の確保等については、まず基本原則と骨格を明示するなど今後の検討の前提要件を明確にすること。

2 国・道州・市町村のあり方

(1) 国が引き続き担う役割を明確にし、その事務を具体的に限定列挙すべき

国、道州、市町村の役割分担については、現在のところ、概念的・抽象的な整理しかなされていない。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、国が引き続

き担う役割とその事務を具体的に限定列挙すべきである。

(2) 国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制への移行のための改革の基本方針」として「都道府県の廃止」が規定されているが、中央府省や市町村のあり方を含めた国全体の統治機構の見直しが必要である。

中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省や国会のあり方、市町村の権能や組織、身近なコミュニティの機能、さらに官民の役割分担なども検討し、明確にされなければならない。

また、全国で唯一の府県域を越える広域自治体として確実に取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて十分な検証を行うべきである。

(3) 市町村の補完だけではなく、その事務や組織も地方の判断に委ねるべき

法案では、「市町村」は現状の規模や能力を前提に、従来の事務に加え、都道府県の廃止に伴い移譲される事務を担うものとされている。また、単独でこれらの事務処理が困難な市町村がある場合、道州が「市町村の規模の適正化」や「事務処理の共同化」など必要な措置を講ずることとされている。

こうした市町村の補完の枠組みだけでなく、関西の事情に合った制度設計が可能になるように、市町村の事務・権限の内容や組織を含め、道州内の自治制度については各道州及びその市町村における自主的判断に委ねるべきである。

(4) 大都市との関係を明確にすべき。

政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべき。

3 自立した道州と基礎自治体

(1) 自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどう再編するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。

地方の立法権が拡充すれば、国会の役割の見直しの検討を要する。

(2) 自主執行権を確保すべき

内政に関する事務において、国が引き続き担う役割と、それに関連して道州が担う事務との関係は重要であり、国の関与を想定しているなら、その考え方を明らかにしておく必要がある。

但し、道州が自らの事務として執行するものについては、原則国からの関与があってはならず、自らの判断と責任で行うこととすべきである。

また、道州に大幅な企画立案権が付与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することになり、その抜本的な再編は不可避となる。

(3) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

税源の確保、課税自主権の行使を含む税制の抜本的見直しや、道州間・道州内の財政調整は規定されているが、その具体的な制度設計にあたっては、東京をはじめとした都市部に税源が偏在していることを前提に、実現可能なあり方を示す必要がある。

(4) 住民自治のあり方についても考えを示すべき

改革の目指すところが、地域の自立、すなわち地域の自己決定・自己責任にあるなら、住民自治の充実が極めて重要な課題となる。しかし、現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなり、住民自治が機能しなくなる恐れがある。また、基礎自治体が従来の市町村より規模・面積が広大になるのであれば、住民の意思を適切に反映できなくなる恐れがある。

道州及び市町村の住民自治をいかに充実させていくのか、基本的な考えを明らかにすべきである。

4 地方の意見を反映した制度設計・手続き

(1) 地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うにあたっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

道州制国民会議が設置された際には、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題に対応実績のある関西広域連合の参画を可能にすること。

(2) 住民への情報提供を行うべき

道州制導入の目的や制度の検討内容について、国民・地域住民の理解を促進するため、具体的な政策分野に即した道州制の姿と共に、メリット・デメリットを含め、できるだけ分かりやすい形で情報提供していくべき。

(3) 先行的取組として広域連合に国出先機関を移管すべき

わが国の統治機構を抜本的に見直すことから、まず十分な議論を尽くすことが必要である。

一方で、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、関西広域連合などの特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を早期に国会に提出し、その成立を図ること。

平成 25 年 6 月 13 日

日本維新の会政調会長 浅田 均 様

関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井戸 敏 三

地方分権改革有識者会議に係る要請について

地方分権改革有識者会議におかれては、地方分権改革に熱心に取り組んでいただいております、その成果に大いに期待しているところですが、義務付け・枠付けの見直し等により一定の成果は現れてはいるものの、国からの事務・権限の移譲については、未だ不十分と言わざるを得ない状況です。

会議では平成 5 年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」以降、20 年にわたる地方分権改革の総括と展望や、国から地方への事務・権限の移譲などについて検討される方向です。

私ども関西広域連合は国出先機関の事務・権限の受け皿を目指すべく、府県域を越える広域連合として全国に先駆けて設立し、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許、職員研修の 7 分野をはじめ、関西の広域行政課題への取組を着実に進めているところですが、国からの事務・権限の移譲については、残念ながら未だ実現していません。

つきましては、関西広域連合として以下の点について強く要請するとともに、今後の検討において特段の配慮を求めます。

1 国から地方への事務・権限移譲の強力な推進

地方分権改革は道半ばであり、引き続き、国から地方への事務・権限の移譲に大胆に取り組むこと。

2 関西広域連合を対象とした事務・権限の移譲

既に広域自治体として実体を備える関西広域連合を受け皿に、国からの事務・権限の移譲を進めること。

3 関西広域連合との意見交換会

貴有識者会議と全国で唯一の府県を越える広域連合である関西広域連合との意見交換会を開催すること。

平成 25 年 8 月 29 日

内閣府特命担当大臣(地方分権改革) 新藤 義孝 様
地方分権改革有識者会議 座長 神野 直彦 様

関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井戸 敏三

国出先機関対策委員会

委員長 滋賀県知事 嘉田 由紀子

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】

<平成25年12月20日 閣議決定>

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。
- 第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。

2. 国から地方公共団体への移譲等

- 移譲する事務・権限【48事項】
例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等
- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】
例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

3. 都道府県から指定都市への移譲等

- 移譲する事務・権限【29事項】
例：①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定
 - 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】
例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等
- ※ 上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。

4. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

国から地方への事務・権限の移譲等(移譲する主な事務・権限)

自家用有償旅客運送※

- 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。
(希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。)
- 実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図る。

※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

直轄道路・河川

※ 今後の国と地方との個別協議結果等を踏まえ、具体的財源措置等に係る内容について適宜見直しを行う。

(基本的な考え方)

- 当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。
- その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。

(移譲の対象範囲等)

- 「地方分権改革推進要綱(第1次)」に基づき、第1次勧告の方向に沿ったものとする。その際には、引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象としない。
 - ・道路 原則として、指定区間外国道として移譲。バイパスの現道区間は地方道等として移譲。
 - ・河川 区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として移譲。全区間を移譲する場合は二級河川として移譲。
- ・この場合、国で行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。

(財源措置)

- 以下の内容を基本として、政府内で引き続き検討を進めるとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。
 - ・国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。
 - ・建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率(3分の2等)並みの交付金の措置を講ずる。
 - ・維持管理費については、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。
- ※ バイパスの現道区間については、従前と同様の取扱いとし、協議・調整が整ったものから順次移譲する。
- ・財源措置は時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用。

(その他)

- 直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う。

国から地方への事務・権限の移譲等（移譲以外の見直しを行う主な事務・権限）

無料職業紹介

- ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、その費用負担を極力抑えつつ、積極的に推進。
- 国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務の一体的実施、ハローワーク特区の取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進。

無料職業紹介事業を実施する地方公共団体 164 団体（都道府県42、市区町村等122）（平成24年3月末現在）

農地転用

【権限移譲関係】

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

【規制緩和関係】

- 農業の六次産業化の推進 — 国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内設置を容認、その後の全国適用も検討
 - ・ 農用地区域内における農業者が設置する農畜産物加工・販売施設の設置要件を緩和
- 再生可能エネルギーの利活用 — 荒廃農地等について、再エネ法に基づく場合、第1種農地であっても再エネ設備の設置を可能とする
 - ・ 農用地区域における稲葉等のバイオマス施設の取扱いを明確化
- 農業・農村の活性化等 — 畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、農用地区域から除外し設置することが可能であることなどを明確化

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

県費負担教職員の給与等の負担・学級編制基準の決定・定数の決定

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・ 県費負担教職員の給与等の負担
- ・ 県費負担教職員の定数の決定
- ・ 学級編制基準の決定

（個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲。）

権限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	
県費負担教職員の定数の決定	○ →	
学級編制基準の決定	○ →	

病院の開設許可

病院の開設許可について、指定都市に移譲。

権限	都道府県	指定都市
診療所の開設許可 （病床数19床以下）		○
病院の開設許可 （病床数20床以上）	○ →	

都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）

都市計画区域マスタープラン[※]の決定について、指定都市に移譲。

※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

権限	都道府県	指定都市
区域区分決定 （市街化区域と市街化調整区域の線引き）		○
都市計画区域マスタープランの決定 （区域区分の方針、都市計画の目標等）	○ →	

道州制のあり方研究会について

◇ 道州制のあり方研究会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	主な役職	備考
北村 裕明	滋賀大学理事・副学長	
新川 達郎	同志社大学大学院教授	座長
村上 睦	大阪学院大学教授	
山下 淳	関西学院大学教授	副座長

[道州制のあり方研究会 ゲスト招聘]

氏名	主な役職	備考
中 村 正 久	滋賀大学環境総合研究センター特任教授	第1回会合
佐々木 信 夫	中央大学教授	第3回会合
石 田 和 之	徳島大学大学院准教授	第3回会合
木 村 陽 子	自治体国際化協会理事長、 元奈良女子大学教授	第6回会合
熊 木 正 人	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室長	第6回会合
宮 崎 猛	京都府立大学大学院教授	第7回会合
林 宜 嗣	関西学院大学教授	第8回会合
沼 尾 波 子	日本大学教授	第9回会合

◇ 道州制のあり方研究会設置要領

(設置目的)

第1条 国における道州制をめぐる動きに対応して、国主導の中央集権型道州制にならないよう、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する観点から、道州制のあり方について調査・検討を行い、国に提言するとともに、将来の関西における広域行政のあり方等の検討に資するために、関西広域連合協議会規則（以下「規則」という。）第3条第3項に基づき専門部会を設置する。

(名称)

第2条 専門部会の名称は「道州制のあり方研究会（以下「研究会」という。）」とする。

(所管事項)

第3条 研究会は第1条の設置目的に沿って、次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 道州制のあり方
- (2) 将来の関西における広域行政のあり方
- (3) その他関連する事項

(組織)

第4条 研究会の委員は、規則第3条第1項および第3項の委員の中から、広域連合長が指名する。

- 2 研究会に座長および副座長を置き、前項で指名された委員の中から互選する。
- 3 座長は、研究会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、座長の職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会は、座長が招集する。

- 2 研究会に有識者その他、座長が必要と認める者の陪席を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、本部事務局国出先機関対策プロジェクトチームにおいて行う。

(会議の公開)

第7条 研究会の会議は公開を原則とする。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年3月2日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後最初に開かれる研究会は、第5条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

道州制のあり方研究会 スケジュール

■これまでの開催結果

月	会合	議題	ゲスト	連合委員会・連合議会
3月	第1回会合 (3/23)	①検討の方向性およびスケジュール ②河川管理を通じた論点	中村・滋賀大学環境総合研究センター特任教授	
4月	第2回会合 (4/22)	①産業振興、インフラ整備、森林保全を通じた論点 ②「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等		
5月	第3回会合 (5/20)	①大都市圏および小規模市町村との関係から見た道州制の意義や課題等 ②道州制基本法案(骨子案)の問題点等(2回目)	佐々木・中央大学教授 石田・徳島大学大学院准教授	5/23連合委員会との意見交換
6月	第4回会合 (6/17)	①道州制のあり方について(中間報告案)		6/22連合議会・広域行政システムのあり方検討部会との意見交換 6/29連合委員会報告
7月	(7/10)	道州制のあり方について(中間報告) 【資料提供】		
	第5回会合 (7/22)	①関西における大都市および小規模市町村を通じた論点 ②義務教育を通じた論点		
9月	第6回会合 (9/9)	社会保障(生活保護制度、医療制度)を通じた論点	木村・自治体国際化協会理事長 熊木・厚生労働省生活困窮者自立支援室長	
10月	第7回会合 (10/21)	①農業政策を通じた論点 ②警察制度を通じた論点	宮崎・京都府立大学大学院教授	
11月	第8回会合 (11/18)	税財政制度を通じた論点	林関西学院大学教授	
12月	第9回会合 (12/18)	税財政制度を通じた論点(2回目)	沼尾日本大学教授	

■今後の予定

月	会合	議題	ゲスト	連合委員会・連合議会
1月	第10回会合	道州制のあり方について(最終報告素案)		(下旬) 連合委員会報告
2月	第11回会合	道州制のあり方について(最終報告案)		(上旬) 連合議会総務常任委員会報告
3月	(上旬)	道州制のあり方について(最終報告) とりまとめ		(上旬) 連合委員会(連合議会)報告

道州制のあり方について（中間報告）の概要

関西広域連合 道州制のあり方研究会
平成 25 年 7 月 10 日

I. はじめに

1. 道州制のあり方研究会の設置の背景等

国における道州制をめぐる動きに対応して、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する観点から、道州制のあり方について調査・検討を行う機関として設置。

2. 研究会の検討の方向性等

- 国主導で中央集権型道州制の導入が進まぬよう、今後、政府が進めるであろう道州制検討に係る課題・問題点をあぶり出す。
- 具体的な事務に即して、国と地方の扱うべき事務や執行のあり方、国の関与、道州と基礎自治体の関係、基礎自治体の様々な補完のあり方などについて議論を行う。
- 道州制基本法案の問題点など、演繹的な議論も並行して行う。

II. 具体的な政策分野に即した検討

1. 河川管理

河川については、治水を中心とした河の中だけにとどまる河川管理だけでなく、森林、水田、まちづくりなど河川の流域や、その水循環に関わる施策全体を統合的に管理し得るようなあり方を実現できれば、大きな意味を持ち得る。河川管理を含めた流域全体の管理を国から地方に引き寄せることで、統合的な管理へと政策レベルを向上させ、流域住民の民主的なガバナンスに委ねていくという方法が可能と考える。（別添図表 1 参照）

2. 産業振興

広域自治体が圏域全体をエリアとした実効性のある成長戦略（ビジョン）を自律的に策定できるようにすることが肝要。そのことにより、例えば産業クラスター支援の場合、省庁の壁や府県境を越えた、より業種や分野本位のネットワーク形成や、地域特性を活かした施策を総合的に実施できると考える。（別添図表 2 参照）

3. インフラ整備

圏域の単位で総合的なインフラ整備を進めるとの視点は重要であるが、全国的なネットワークから末端に至るまで、一つの主体が全て整備をするというのは合理的には考えられない。地方自ら圏域内のネットワークを整備するとしても、全国的なネットワークとの調整、また基礎自治体の意見反映や民間との連携の仕組みが必要である。（別添図表 3 参照）

4. 森林保全

森林保全だけを取り上げても道州制の議論にならず、国土保全・国土利用という観点を含め全般的に議論しなければならない。また、現行の補助金等による支援策が林業振興や中山間地振興に必ずしも結びついていないという課題があるため、森林保全には、林業を含めた山林行政やバイオマス発電の振興など森林を活用した複合的な地域振興のあり方全体を考慮する必要がある。(別添図表4参照)

5. 大都市と小規模市町村

(大都市)

特別自治市の導入等により政令市の政策選択の自由度を高めることや、中核市も政令市なみの権限を有することで、道州はある意味独立した大都市と周辺基礎自治体間の調整を主に担うという考え方や、東京と大阪を都市州として独立させるという考え方もある。

一方、大都市圏は大都市自らの行政区域を大きく越えて連担していることなどから、大都市も道州(広域自治体)に包括される基礎自治体として位置づけたほうが関西らしさを生かせるという考え方もある。

(小規模市町村)

小規模市町村については財政基盤が弱く、広域連携により周辺の核となる都市が水平補完するという考え方もあるが、それだけでは限界があると思われ、都道府県を廃止するのであれば、都道府県が担ってきた事務や補完機能をどうするか、道州が担うとしても広すぎて地域の実情に応じた対応が難しい側面もあり、地域の多様性を確保していくためにも、この補完機能の確保について、道州内の財政調整のあり方も含め予め基本的な方向性を議論しておく必要がある。

また場合によっては、事務・権限の道州(府県)への集約などの議論も必要なのではないか。

Ⅲ. 道州制基本法案に対する懸念と指摘 (別添資料5参照)

Ⅳ. 今後の検討に向けて

1. 道州制の検討に当たっての留意点

- ① 道州制の導入、中央政府や市町村を含む統治機構再編の「大義」、何のための改革なのかを再度明らかにすべきである。
- ② 仮に府県に代えて道州を設置するとして、その目的は具体的に何なのか。現行の府県制の限界は何かを明確にする必要がある。
- ③ 仮に道州制を導入するとして、次の点は絶えず問わなければならない。
 - ・ 道州が何もかも実施するような集権、集中型の道州を想定するのか。
 - ・ それは極めて大きな権能をもった道州の出現を想定することになるが、検討されている道州の組織や体制、市町村との関係のあり方等は、それと整合がとれているのか。

- ・ 巨大な集権型の道州は、分権の推進や一極集中を避ける観点からあり得ないとするなら、それではどういった分権、分散型の道州があるのか。また、分権型道州に応じた柔軟な事務執行方法とは何か。

- ④ 国民・住民のための統治の仕組みをどう作っていくのか。国民・住民にとってより良い結果をもたらす得るかという観点から、国と地方の役割分担やガバナンスのあり方などを選ぶべきであり、その中で地方分権・自治をどこまで全うできるかを考える必要がある。その際、地域の自己決定・自己責任を大前提とするなら、住民自治を如何に充実させるかという点が特に重要となる。
- ⑤ 国、道州（広域行政）、基礎自治体、身近な地域の自治の役割をもう一度確認する必要がある。むしろ、国や基礎自治体の担うべき役割やあり方を具体的に求める中で、道州の姿も自ずと明らかになる。
- ⑥ 小規模市町村の補完をどうするのか、大都市の位置づけや道州との関係はどうあるべきか。これらに単純な回答はなく、複数のオプションを想定すべきである。
- ⑦ 当然、事務・権限等の移譲とあわせて財源措置が必要あるが、現在の日本の経済情勢からいえば、再分配を適正にしていこうな財政調整機能を各レベルで垂直的かつ水平的に整える必要がある。
- ⑧ できるだけ分かりやすい形で情報を住民に提供していくため、具体的な政策分野に即した道州制の姿とともに、メリット・デメリットを含め情報提供していくべきである。

2. 研究会の今後の検討方向

今後は、これまでの議論を深めるとともに、具体的な政策分野として、府県民生活により直接的な影響があるナショナル・ミニマム（社会保障や教育など）に係る分野や税財源・財政調整などについても検討を加えたい。

さらに、可能であれば次のような点についても、議論の対象を拡げていきたい。

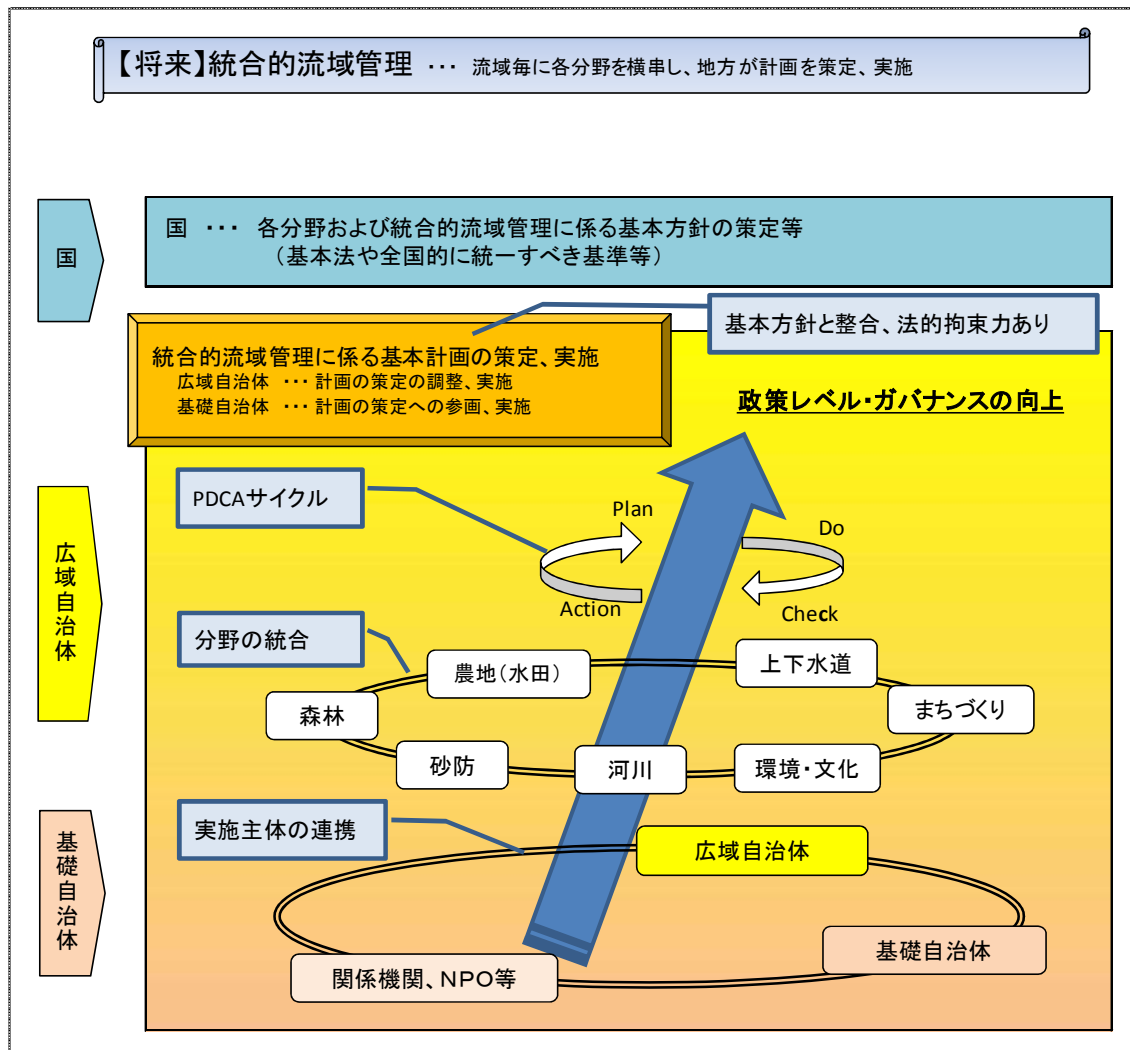
- ① 関西は地理的・文化的にも特色があり、関西の事情にあった広域自治制度とは何か。逆に、関西にとって「これだけは困る」というような道州があるか。
- ② 関西の提案が、単に関西の住民や事業者のためだけでなく、日本や世界に対していかに貢献できるかという視点で制度構想の意義を打ち出せるか。

こうした議論を通じて、できれば国や市町村との関係やガバナンスのあり方といった観点から、道州をはじめとした広域自治体の想定し得るバリエーションについても最終報告で示す。

V. 参考資料

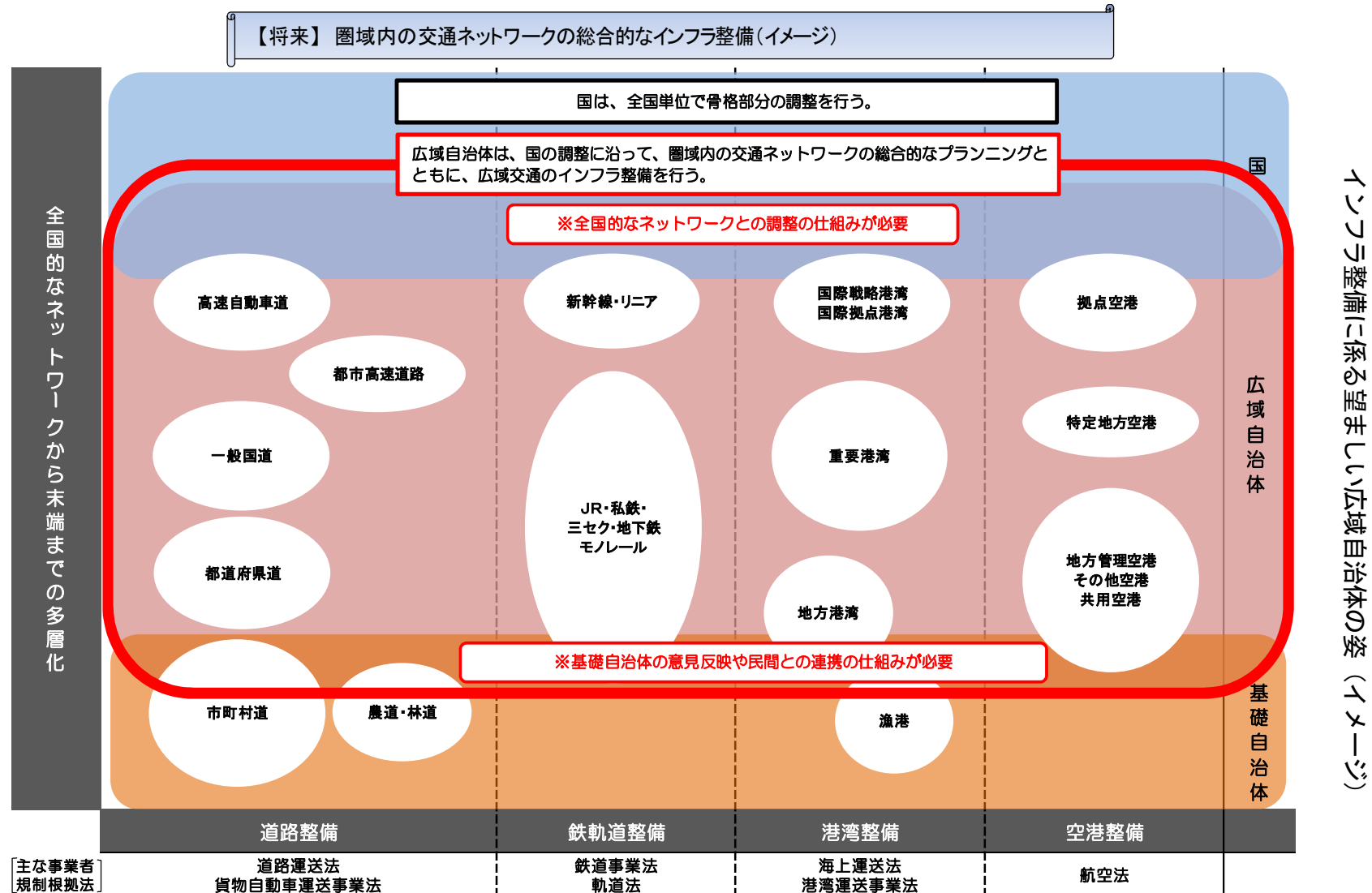
1. 研究会の概要
2. 研究会配付資料（抜粋）
3. 道州制基本法案（骨子案）[H25年2月 自民党道州制推進本部]
4. 道州制への移行のための改革基本法案 [H25年6月 日本維新の会・みんなの党]

河川管理に係る望ましい広域自治体の姿（イメージ）



【メリット・条件】

- 国は、各分野および統合的流域管理に係る基本的枠組みを策定する。
- 国の関与を最低限とし、各分野を統合することにより、地方自らが地域のニーズに応じた独自の施策を展開することができ、地域の実情に応じた政策を実現することで、政策レベルの向上を図ることができる。
- 地方自らが主体となって、計画を策定し、その実施責任を負うことで、ガバナンスの向上を図ることができる。なお、従来に比べ意思決定過程が煩雑で時間を要する側面もある。
- 統合的流域管理に係る基本計画は、各主体の参画のもと広域自治体が策定する。

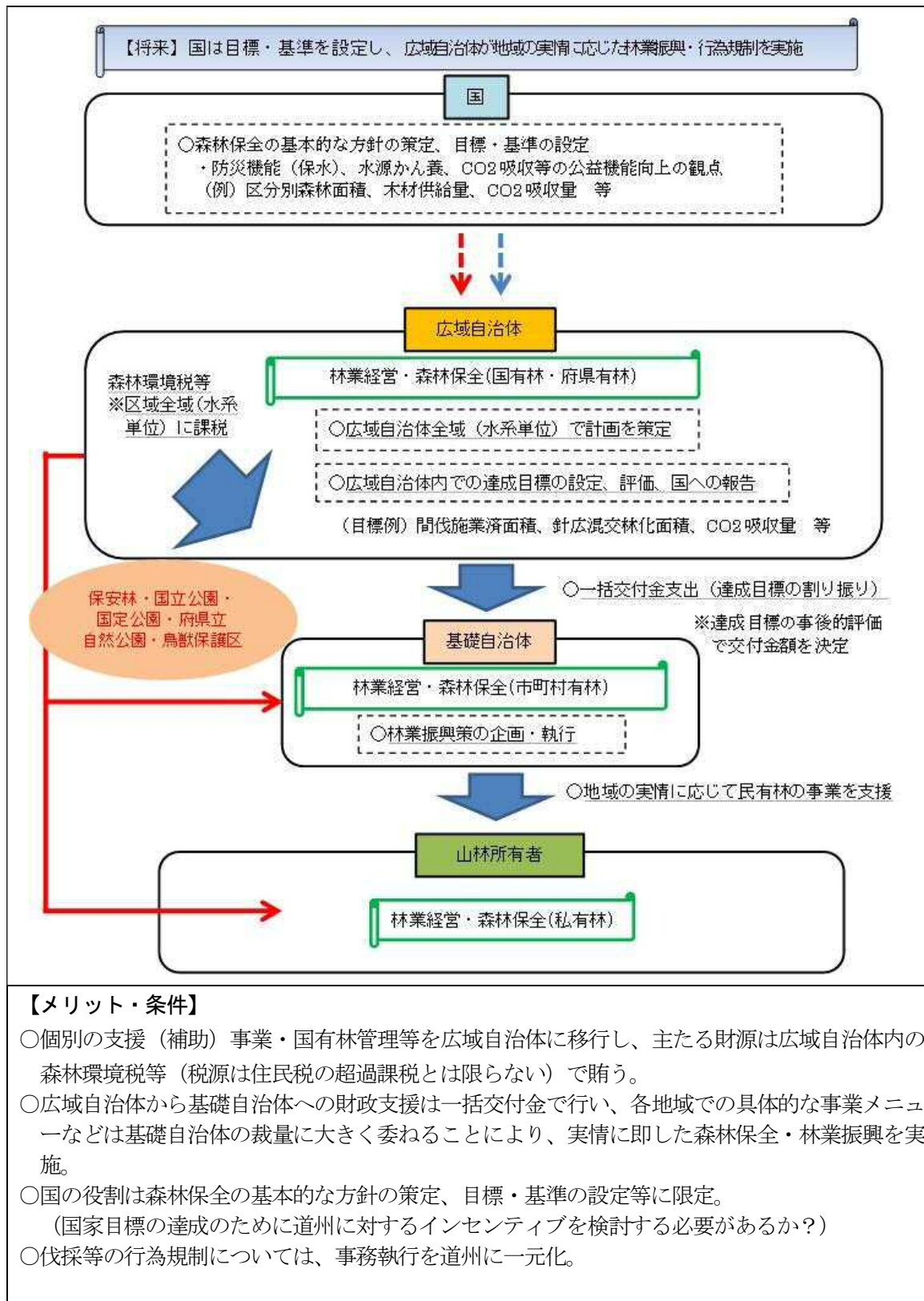


【メリット・条件】○広域自治体において、地域の産業施策等を含めた交通ネットワークの総合的なプランニングを行うことにより、圏域全体の経済・観光振興などを図ることができる。
○プランニングには基礎自治体の意見の反映の仕組みが必要。また広域自治体は、必要に応じて基礎自治体における地域交通のインフラ整備を補完する。
○各交通機関は圏域で完結するものではなく、全国的なネットワークから末端まで多層化しており、全国ネットワークとの調整・整合は必要。

図表 3

図表 4

森林保全に係る望ましい広域自治体の姿（イメージ）



Ⅲ. 道州制基本法案に対する懸念と指摘

1. 道州制基本法案（骨子案）[H25年2月 自民党道州制推進本部]

（以下「法案（骨子案）」という。）

1 基本原則

(1) 地方分権改革の推進の目的を見失わないこと

道州制の検討に当たっては、わが国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。

道州制は、国と地方のあり方を抜本的に見直し、地域のことはその地域の住民が自らの責任で判断・決定する分権型社会の構築をめざして検討を行う必要があり、その導入によって国民福祉・住民サービスの向上につながるものでなければならない。

現状においては、道州制の目的や制度のイメージが関係者間で共有されないままに、主として都道府県の廃止等行政改革の観点から議論されているため、制度導入の目的については十分に議論を行う必要がある。

2 国・道州・基礎自治体のあり方

(1) 国が引き続き担う役割を具体的に明らかにすべき

国、道州、基礎自治体の役割分担については、現在のところ、概念的・抽象的な整理しかなされていない。

法案（骨子案）にいう「国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないもの」とは具体的に何を指すのか。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、政策分野に即して国が引き続き担う役割を具体的に明確にすべきである。

国の役割を口実として国の事務・権限、特に中央府省の担う企画立案機能の地方への移譲が全く進まないことがあってはならない。一方で、地方の役割と称して、本来国の責任で実施すべき事務の執行を地方に押しつけ、財政的な負担を求めるようなことがあってはならない。

また、府省の縦割行政等現行法の枠組みを温存したままで、国の事務の執行権限（出先機関の権限）だけを地方に移譲しても抜本的な改革にはならない。

国と地方の役割分担や、国と地方を通じた統治機構のあり方について、具体的な事業分野、例えば河川管理等の公物管理や義務教育をはじめとした公教育、年金・生活保護等の社会保障分野等において、具体的イメージを示すべきである。

(2) 国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制の基本的な方向」として真っ先に「都道府県の廃止」が挙がるなど、議論が広域自治体のあり方のみに終始している。

中央府省や市町村のあり方を含めた国全体の統治機構の見直しが必要である。

中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方、基礎自治体の権能や組織なども議論すべき。

中央府省の権限を含め、道州に国の事務・権限を広く移譲するのなら、当然中央府省・国の出先機関の解体再編をはじめ、国の事務執行に係る独立行政法人や外郭団体も含めて国の組織の大幅な見直しが必要となる。

また、道州に大幅な自治立法権を認めるなら、国会の担うべき役割も改めて検証・検討されるべきであり、国会のあり方も見直しの対象とすべきである。

そのうえで、国の機能強化や分権型社会実現の理念についても明確に盛り込むべき。

また、全国で唯一の府県域を越える広域自治体として確実に取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて十分な検証を行うべきである。

(3) 法案（骨子案）のいう「基礎自治体」とは何か明らかにすべき

法案（骨子案）が、「基礎自治体」という文言を用いる趣旨は何か。

「市町村」を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定しているのか。

「基礎自治体」は従前の市町村と異なり、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みについて示される必要がある。

現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権能を発揮できない団体も生じると考えられ、その補完について検討しておく必要がある。

平成の大合併を経た現状においても、現行の市町村の人口や規模・面積等は多様であり、それをさらに再編しても均一化することは困難である。

また、財政基盤の弱い中山間地域では広域連携にも限界がある。道州が補完するとしても、道州では広すぎて地域の実情を反映できず、道州内の地域格差が却って拡大する恐れもある。結局は、現行の府県単位で支庁を置くなどの措置が必要になるのではないかな。

これら議論の前提として、道州と基礎自治体の役割分担が明らかにされなければならないが、基礎自治体について現行市町村を想定するのであれば、その補完の仕組みの検討もないままに府県を廃止する議論を行うことはやや乱暴にすぎる。

(4) 大都市との関係を明確にすべき

政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべき。

法案（骨子案）においては、道州制国民会議への諮問事項として、「首都及び大都市の在り方に関すること」が掲げられているが、その検討の方向性や内容が不明確である。

現状において、新たな制度の創設も含めた様々な議論や提言がなされているところであるが、政令指定都市をはじめとする大都市について、そのあり方及び道州制における位置づけ、国や道州との関係について明確にすべきである。

3 自立した道州と基礎自治体

(1) 自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどう再編するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。

地方の立法権が拡充すれば、国会の役割の見直しの検討を要する。

自治立法権を保障するため、道州の役割・権限や組織について国会が法律を定める場合は大枠に留め、具体的内容については道州議会の立法に委ねるべき。

上記に加え、参議院を地方代表院とし、道州や基礎自治体に係る立法を国会が行う場合には、参議院の議決を要件とすることも検討する必要がある。

国が引き続き担う役割が限定され、これまで国が担ってきた事務・権限を大きく地方に移譲し、その自主性に委ねるなら、道州をはじめとする地方の立法権も大幅に拡充されることになる。これに伴い、国会の機能・役割についても改めて検証・検討されるべきであり、その見直しは必須となる。

(2) 自主執行権を確保すべき

国から大幅に移譲された事務・権限を道州が執行するに当たっては、原則国からの関与があってはならず、自らの判断と責任で行うこととすべき。

道州に大幅な企画立案権が付与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することとなり、その抜本的な再編は不可避となる。

(道州及び基礎自治体の事務執行について)「国の関与は極力縮小する」とあり、国の関与の存在が前提となっている。道州や基礎自治体が自らの事務を執行するに当たっては、自らの判断と責任で行うことが基本であり、原則国からの関与があってはならない。

やむを得ず国の関与が必要な場合であっても、当然ながら必要最小限のものとすべきである。

また、国の役割が限定され、中央府省が担う企画立案権を含め、国から道州へ大幅に事務・権限が移譲されるなら、中央府省の機能・役割は自ずと縮小することになるため、その抜本的な再編は不可避となる。

(3) 自主組織権を尊重すべき

道州や基礎自治体の組織・体制のあり方を国が一律に決めることがあってはならず、道州・基礎自治体自身が多様な形態を柔軟に採用できるようにすべき。

例えば、道州によっては、道州議会を二院制とし市町村代表院を設けたり、道州が政策形成・執行機能を強化するため議院内閣制型の執行体制を採用するなど、道州・基礎自治体自身が組織・体制のあり方を柔軟に選択できる制度とする必要がある。

(4) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

また、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないよう財政調整のあり方を示す必要がある。

① 基幹税

道州や基礎自治体の基幹税についてどのような税目を想定しているのか、例えば、消費税に代表される偏在性が少なく、安定的な基幹税目を道州へ移譲するなどの方針をあらかじめ示すべき。

「地方も、地域経済の主体として経済的に自立できるようにすべき」とあるからには、それに見合った税制・財政上の措置が必要である。

② 財政調整

財政調整については、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、財政力格差を生じさせないような財政調整の具体的あり方を示す必要がある。

道州間及び道州内の市町村間における財政調整を道州自らが担う仕組みを原則とすべきだが、国と地方で一部の税源を共有する場合や、財政基盤が著しく脆弱な道州や基礎自治体が存在する場合等、国と道州間及び国と基礎自治体間の財政調整も検討に含めるべきである。

なお、東京一極集中が相当に進んだ現状では、東京に集中する税収を分配するための特別な制度も必要ではないか。

③ 国の債務・国有財産等の取扱い

国の債務累計が 700 兆円を超え (H24 年度末)、歳入の約半分を公債で賄っている現状において、国の巨額の債務、国有財産 (道路、空港、河川等) の移管について、どのような取扱いを考えているかわからない。

国の債務を道州制の導入を契機として、全て地方 (道州) に付け替えることがあってはならず、国の債務や国有財産のあり方の検討に当たっては地方とも十分協議の上、持続可能な、かつ地方が納得する

対応とすること。

また、国からの事務・権限の大幅な移譲に応じて、それに係る特別会計のあり方についても見直しが必要である。

(5) 住民自治のあり方についても考えを示すべき

現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなり、住民自治が機能しなくなる恐れがある。

また、基礎自治体が従来の市町村より規模・面積が広大になるのであれば、住民の意思を適切に反映できなくなる恐れがある。

行政規模の拡大につれて、民主主義的統制の徹底や、住民の意思をより適切に反映するための対応が必要となるが、法案（骨子案）の基本的な方向等には触れられていない。道州制の導入に伴い、如何に住民自治を充実させていくのか、国としての考え方を示すべき。

そのためには、住民による直接請求の要件緩和や、基礎自治体の議会に地区ごとの委員会を設置するなどの方策も想定できるが、国として最低限保障すべきものの以外は、基本的には道州や基礎自治体の自主的な設計に委ねるべきである。

4 憲法改正も視野に入れるべき

道州は一国の人口・経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるもの。道州に大幅な自治立法権を認めるなど国・地方を通じた統治機構の改革をめざすためには、例えば、道州制を憲法上に明記する等、憲法改正も視野に入れるべき。

一国の人口・経済規模に匹敵する道州が、憲法に定める「地方自治の本旨」を全うする地方公共団体と言えるのか、憲法上の位置づけについて明確にする必要がある。

仮に道州を憲法上の地方公共団体と位置づけるのであれば、道州の権能や組織等にどのような制約がかかるのか、道州の自治立法権の限界はどこまでかなどを明らかにする必要がある。

また、参議院の地方代表院化や、道州における議院内閣制の導入や行政委員会制の採用、大幅な自治立法権の付与等、国・地方を通じた統治機構改革のためには憲法改正を要するものがある。

憲法改正をしない場合、全体で整合性のとれた統治機構改革はできないのではないのか。

5 地方の意見を反映した制度設計・手続き

(1) 地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うに当たっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域の実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

道州制の検討に当たって、その具体的イメージや、わが国の行政システム、国民生活のあり方にどのような変化をもたらすかについて、国民の理解が進んでおらず、さらなる国民的議論の喚起が必要であることから、政府において、制度導入の必要性や現行制度の問題点も含め分かりやすく示すべき。

加えて、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域の実情に即した地方の意見を反映する必要がある。特に、道州の区域や事務所の位置などについては、当該地域の十分な意見の反映が必要になる。

このため、道州制国民会議が設置される際には、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題への対応実績がある関西広域連合の道州制国民会議への参画を可能にすること。

(2) 先行的取組として広域連合に国出先機関を移管すべき

わが国の統治機構を抜本的に見直すことから、まず十分な議論を尽くすことが必要である。
一方で、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、関西広域連合などの特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を早期に国会に提出し、その成立を図ること。

道州制国民会議における3年以内の答申を含め、5年を目途に検討することとされている。わが国の統治機構を抜本的に見直し、教育や社会保障をはじめ、わが国の内政に係る制度全般を大幅に改変しかねないことから、十分に議論を尽くす必要があるとともに、段階を踏んだ取組も検討してよいのではないか。

道州制の検討が進まない限り地方分権改革が進まないことがあってはならず、道州制の下では、国出先機関は廃止され、その事務は道州又は基礎自治体に移譲される前提であることから、先行的取組として国出先機関の広域連合への移管に取り組むべき。

2. 道州制への移行のための改革基本法案 [H25年6月 日本維新の会・みんなの党]

(以下「改革基本法案」という。)

国の府省及び地方支分部局の改廃や、道州の行政組織における自主決定権について盛り込むなど、自民党の法案（骨子案）とは異なる主張が含まれている。

しかしながら、国の事務、特に内政の分野において、国が引き続き担う事務が具体的に明らかでないことをはじめ、道州制に係る重要事項や制度設計の詳細については、道州制国民会議での調査審議に委ねられており、この点は自民党の法案（骨子案）と相違はない。

従って、改革基本法案に対しては、道州制国民会議に委ねられた道州制の重要事項について、自民党の法案（骨子案）と同様の指摘をせざるを得ないが、さらに次の2点について付記しておく。

(1) 市町村の補完だけでなく、その事務や組織も地方の判断に委ねるべき

改革基本法案では、「市町村」は現状の規模や能力を前提に、従来の事務に加え、都道府県の廃止に伴い移譲される事務を担うものとされている。また、単独でこれらの事務処理が困難な市町村がある場合、道州が「市町村の規模の適正化」や「事務処理の共同化」など必要な措置を講ずることとされている。

こうした市町村の補完の枠組みだけでなく、関西の事情に合った制度設計が可能になるように、市町村の事務・権限の内容や組織を含め、道州内の自治制度については各道州及びその市町村における自主的判断に委ねるべきである。

(2) 自主財政権の確立について、実現可能なあり方を示すべき

税源の確保、課税自主権の行使を含む税制の抜本的見直しや、道州間・道州内の財政調整は規定されているが、その具体的な制度設計にあたっては、東京をはじめとした都市部に税源が相当偏在していることを前提に、実現可能なあり方を示す必要がある。

道州制のあり方研究会第5回～第9回会合の概要について

第5回会合

- 1 開催日時：平成25年7月22日（月）9:30～11:50
- 2 出席者：新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員
- 3 議 事：（1）関西における大都市および小規模市町村を通じた論点
（2）義務教育を通じた論点

主な発言のポイント

（1）関西における大都市および小規模市町村を通じた論点

- 道州に対して大都市をどう位置づけるか（独立か、包括されるか）は大きな問題ではない。道州全体をにらみ、道州と大都市が連携しながら、広域的な課題に対応することができる仕組みをつくることが重要。
- 小規模市町村自らが、どういう形で水平補完や垂直補完を受けるのかなど、選択できるようにしなければならない
- 財源配分、計画策定、事務事業の実施については、分けて考えることもできる。その中で大都市や小規模市町村がどのように関わるのか。これまで議論した政策分野（河川、産業等）に、大都市や小規模市町村との関係を組み込んだイメージができればよい。

（2）義務教育を通じた論点

- ナショナル・ミニマムとは具体的に何を保障するのか。中央政府（国）だけではなく、道州や市町村を含む統治機構全体（国家）として、それをどのように保障していくのか。義務教育では、基礎自治体である市町村を中心に考え、学校現場での裁量の拡大や地域社会の参画を可能にするような方向で、ボトムアップで考えていけばよいのではないか。
- 道州間に格差がなければ道州がナショナル・ミニマムを担えるが、格差の是正を国の財源に求めるのなら、国の関与が必要ということになる。
- 義務教育におけるナショナル・ミニマムの問題が、教員の人事・採用の問題に収れんされるのなら、市町村間の連携や補完で対応でき、道州が関わらなくても良いのではないかと。

第6回会合

- 1 開催日時：平成25年9月9日（月）9:30～12:20
- 2 出席者：新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員
[ゲスト]木村・自治体国際化協会理事長
熊木・厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長
- 3 議 事：社会保障（生活保護制度、医療制度）を通じた論点

主な発言のポイント

（熊木・厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長）

- 生活保護制度は、論理的には地方で基準設定することも可能だが、地域間格差が開くことが想定され、現在の枠組みを変えることへの国民的理解は得られるか。
- 医療では、道州が広域的に医療機関の適正配置を図ることによるメリットも考えられるが、日本では民間医療機関が多いため行政がすべてを決められるわけではない。また、介護や医療の質を確保するための基準設定、報酬の決定と財政負担はセットで考えるべきではないか。

- 社会保障については、公共事業、産業振興等と比べ、道州という広域単位を希求するメリットは大きくない。一方、道州を導入しても決定的なデメリットはないが、改革コストは相当掛かると思われる。

(木村・自治体国際化協会理事長)

- 貧困対策は、地域で担うのは難しい。特に地域が財源を担うのは難しい。
- 権限を持つことと、財源負担は別の問題である。
- 行政の広域化については、生活保護受給者の生活ケアの観点からはメリットが少ないが、ボーダーライン層や稼得世代の就労支援のシステム化や、国保の保険者機能の強化、医療計画の策定の観点等からはメリットがあるのではないかと。

(各委員)

- 生活保護の実施体制は、必ずしも道州を介在させなくともよく、国と基礎自治体だけでやっていけるのではないかと。一方、地方で基準を定めるとしても国がサポートする（支援すれども統治せず）ということもあるのではないかと。
- 社会保障ではトータルとして道州や基礎自治体というものの役割を踏まえて、財源問題や財政調整といったものを包括的に考えていかないと意味がないのではないかと。
- 提供体制、責任の所在、財政負担に視点を置いた上で、総合的に考えていかないといけない。他の制度との関わりもあり全てを理屈で整理するのは難しいが、バランスをとっていくしかない。

第7回会合

- 1 開催日時：平成25年10月21日（月）9:30～12:00
- 2 出席者：新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員
[ゲスト]宮崎・京都府立大学大学院教授
- 3 議 事：(1) 農業政策を通じた論点
(2) 警察制度を通じた論点

主な発言のポイント

(1) 農業政策を通じた論点

(宮崎・京都府立大学大学院教授)

- 関西は、多様な農産物を生産しており、他のブロックと比べると農業に関して各府県の個性が強く、道州が農業政策を担う場合でも、府県レベルの役割やそれを担う主体は引き続き必要になるのではないかと。
- 環境保全型農業、ブランド化、都市農村交流などについては、道州規模で統一的行った方が政策効果を期待し得るものもあるのではないかと。
- 農業は水系単位で様々な分野とつながりがあるなど、自然生態系の循環を踏まえ総合的に政策展開を行う必要がある。現在、各府県で多様な農業政策を展開しているということは、循環の単位が府県のエリアとも関係しているということで、府県単位にどの程度権限を残せばよいかという判断につながるのではないかと。
- 国は優良農地を中心に農地を守りつづけたいと頑なに言うが、地方は中山間地域を維持していくため、新規居住者の受け入れなどが必要で、農地転用が問題となるケースもある。農地転用についてはできるだけ柔軟な対応が望ましいのではないかと。

(各委員)

- 各府県の農業施策の個性が自然条件の制約によるとしても、府県が今まで何をしてきたのか、こ

れから何が出来るのかというものを考えておかなければならないのではないか。

- 道州が一律の農業政策ではなく、地域毎の個性を活かした農業政策を維持できるか。
- 道州は、旧来型の行政機構や区域にとらわれた多くの事務・権限を抱え込むようなものではなく、政策分野毎にアドホックな連携が組めるような調整機能を担うものが望ましいのではないか。

(2) 警察制度を通じた論点

- 現行制度の枠組みのまま府県警察を道州警察に合併するのであれば、警察署や交番といった独自の手足・実働体制がそのまま動くだけであるため、比較的問題や障害が少ないのではないか。
- 一元化されている現行制度が万全に機能しているかの検証は必要。交通規制など安全上の役割は基礎自治体レベルでも担うことができるものもあり、国と地方の関係のなかで多様化も考えられるのではないか。

第8回会合

- 1 開催日時：平成25年11月18日（月）9:30～12:00
- 2 出席者：新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員
[ゲスト] 林・関西学院大学教授
- 3 議 事：税財政制度を通じた論点

主な発言のポイント

税財政制度を通じた論点

（林・関西学院大学教授）

- 地方税財政改革はシステム全体を見直す必要がある。地方税財政制度は、自治体行政の「財源調達」という一側面に過ぎない。道州の役割を決めずに議論しても原則論の域を出ない。
- 現在の地方財政は、事務事業の義務づけがあり、歳入ありきで歳出を決める「量入制出」になっている。自ら歳出を決め、それに必要な収入を考えるように改めるのが地方分権。
- 地方税改革には「負担水準」「税体系」「税構造」「税務行政」という複数の段階があり、どの段階の議論をするのか明確にすべき。
- 地方は労働力人口の減少が進む一方、行政サービスは比例的に減らせないため、財政力格差は拡大していく。これを、地方交付税・地方法人特別税・法人二税の分割基準などで調整するのは難しい。地方消費税を中心に安定した税収を確保できる体系とし、人口にあわせて清算（配分）できるように変えていくことが必要。
- 日本では、国による地方への義務づけが存在するため財政調整が入り込まざるをえないが、地方の裁量の余地のあるものまで財政調整の対象にしているということが問題。

（各委員）

- 基礎自治体レベルで、医療・福祉などの対人サービスが重要となっていくが、どこまでやるのか。基準を超える部分は単独事業となるが、住民税の税率を上げて、受益と負担の関係が明確になるという状況を作り出せるか。
- 応益性という観点から、今よりウェイトは下がると思うが、基礎自治体も広域自治体も法人課税は持つべきだろう。
- 法人への課税を考える場合、二重課税・過小課税の排除には課税ベース・課税方式の統一化が条件。共通のルールを採用することが重要。（＝「統一性が科学的な正確性に勝る」）
- 財政調整の範囲がナショナル・ミニマムに限定されると、経済力のない道州は産業振興の財源が不足し、ますます衰退していくのではないかという懸念がある。
- 財政調整については、水平的な調整にとらわれる必要はなく、むしろ垂直的、水平的にも多段階

で考えていかないと本来の意味での財政調整にならない。

○ 国と地方の関係については、分離と融合という単純な枠ではなく、一つの事務において、この事業の執行と負担はこちらというような分け方が必要。その財源調達も、税によるか財政調整によるか、それともそれ以外の手法によるかなどについても議論を深めていく必要がある。

第9回会合

- 1 開催日時：平成25年12月18日（水）9:30～12:00
- 2 出席者：新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員
[ゲスト]沼尾・日本大学教授
- 3 議 事：税財政制度を通じた論点

主な発言のポイント（未定稿）

税財政制度を通じた論点

（1）税財政制度を通じた論点

（沼尾・日本大学教授）

- 地方は自主財源と自立的（水平的）な財政調整制度の確保を目指してきた。しかし、東京一極集中の状況では税源移譲を行っても、かえって偏在性が大きくなる。インフラの整備状況による格差の是正やナショナル・ミニマムの保障の観点から、税源移譲を通じた自主財源確保より、財政調整制度を通じた一般財源の確保を目指すべきではないか。
- 道州ごとに税収や債券発行条件が大きく異なる場合、行政サービスやインフラ整備において格差が拡大する可能性がある。
- 都道府県を道州に再編し、国から権限・財源を移譲しても、グローバル企業はこれまでどおり東京に集中するのではないか。道州制により多様な経済都市が生まれ、地域経済の成長や発展が促されるかどうかは疑問。
- 国民全体で、都市と農村、上流と下流、高齢世代と若年世代など、異なる地域・立場の人々が互いの社会的経済的役割を理解しながら、負担について理解しあえるかどうかが一番の課題。

（各委員）

- 地域間で大きな格差が生じることは、国民にはなかなか受け入れられないと思うが、それでも地域間の差別化ができた方がよいという議論が成り立つ分野もあるのではないだろうか。
- 基礎自治体の財政調整は道州が行う方が、地域の実情を反映しやすいという面もあるのではないか。
- 道州ごとの格差を容認する場合、（国の財源保障機能が縮小すれば）財政力が弱い道州は公債を発行できず、結局は国が債券を発行し地方に分配することになるのではないか。
- 道州に国の債務を振り分ける際に、ストックベースで考えるのは公正なのか。応益でなく応能ということを考えても良いのではないか。